

不法投棄・屋外焼却・市外処理の禁止

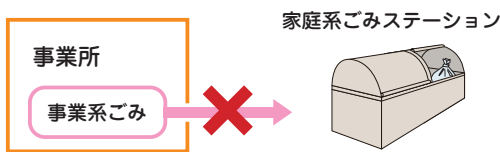
事業系ごみの処理に関して、市内で下記のような法令違反が見られます。くれぐれも法令違反にならないようご注意ください。

- ◆ 事業系ごみは、家庭系ごみステーションに出せません。
- ◆ 事務所兼住居の場合は、事業系ごみと家庭系ごみを別々に処理してください。

【廃棄物処理法 第 16 条】 何人も、**みだりに廃棄物を捨ててはならない。**（投棄禁止）

【同第 25 条】 次の各号いずれかに該当する者は、5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその併科。（法人は 3 億円以下の罰金）
 (14) 第 16 条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

- 事業系ごみを家庭系ごみステーションに出す行為は不法投棄と見なされます。



- 事務所や店舗等と住居が同一建物であっても、それぞれ分別して適正に処理してください。



- ◆ 屋外焼却（野焼き）は禁止されています。

【廃棄物処理法 第 16 条の 2】

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、**廃棄物を焼却してはならない。**（焼却禁止）
（屋外焼却の例外）

- ① 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却（**適法な焼却炉**での焼却等）
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却（地域行事のどんど焼き、キャンプファイヤー、刈草の焼却、畦焼きなど）



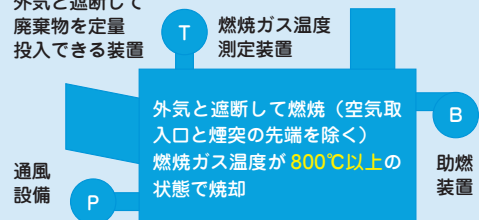
【同第 25 条】

5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその併科。（法人は 3 億円以下の罰金）
 (15) 第 16 条の 2 の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

適法な焼却炉
 （イメージ）

- ・ 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと
- ・ 煙突の先端から火炎や基準を超える黒煙を出さないこと
- ・ 煙突から焼却灰や未燃物を飛散させないこと

外気と遮断して廃棄物を定量投入できる装置



※ 焼却炉の設置にあたっては、ごみの種類や処理能力によって、届出や許可が必要になります。
 ※ 事業系ごみを焼却した後の灰は、産業廃棄物「燃え殻」として処分する必要があります。

- ◆ 一般廃棄物は市外で処理できません。

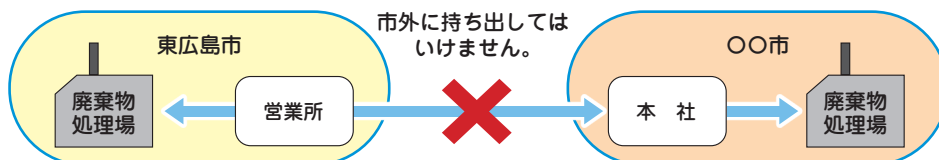
【廃棄物処理法（関係条文抜粋）】

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

第 6 条の 2 **市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。**

市外処理の例
 （イメージ）



※ 産業廃棄物や資源ごみは市外での処理が可能です。